

# 高槻市における重層的支援体制整備事業について

## 1 自治体概要

都道府県名	大阪府
市町村名	高槻市
人口(令和4年度末時点)	348,020人
世帯数(令和4年度末時点)	164,494世帯
面積	105.29km <sup>2</sup>
高齢化率(令和4年度末時点)	29.3%

### 2-1 事業実施に当たって

本市においては、高齢者・障がい者・児童などの制度や分野の枠を超え、人と人、人と社会がつながり助け合う「地域共生社会」の実現に向けて、令和3年度を始期とする第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画を社会福祉協議会とともに策定し、誰もが地域で孤立せずに安心して暮らせるよう、包括的な支援体制の整備を目指し、同計画に基づく取組を推進しており、これまで以上に市と社会福祉協議会、各種相談支援機関や地域の各種団体が連携を深めるとともに、これらの取組をより具体化していくものとして、令和5年度より重層的支援体制整備事業を実施する。

## 2-2 目指すべき姿・概念

**上位概念（目指すべき姿・理念）**

**地域共生社会の実現**

〈第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念〉

高槻市に住むすべての人々が、  
夢を育み、安心して暮らせる  
自治と共生のまちづくり

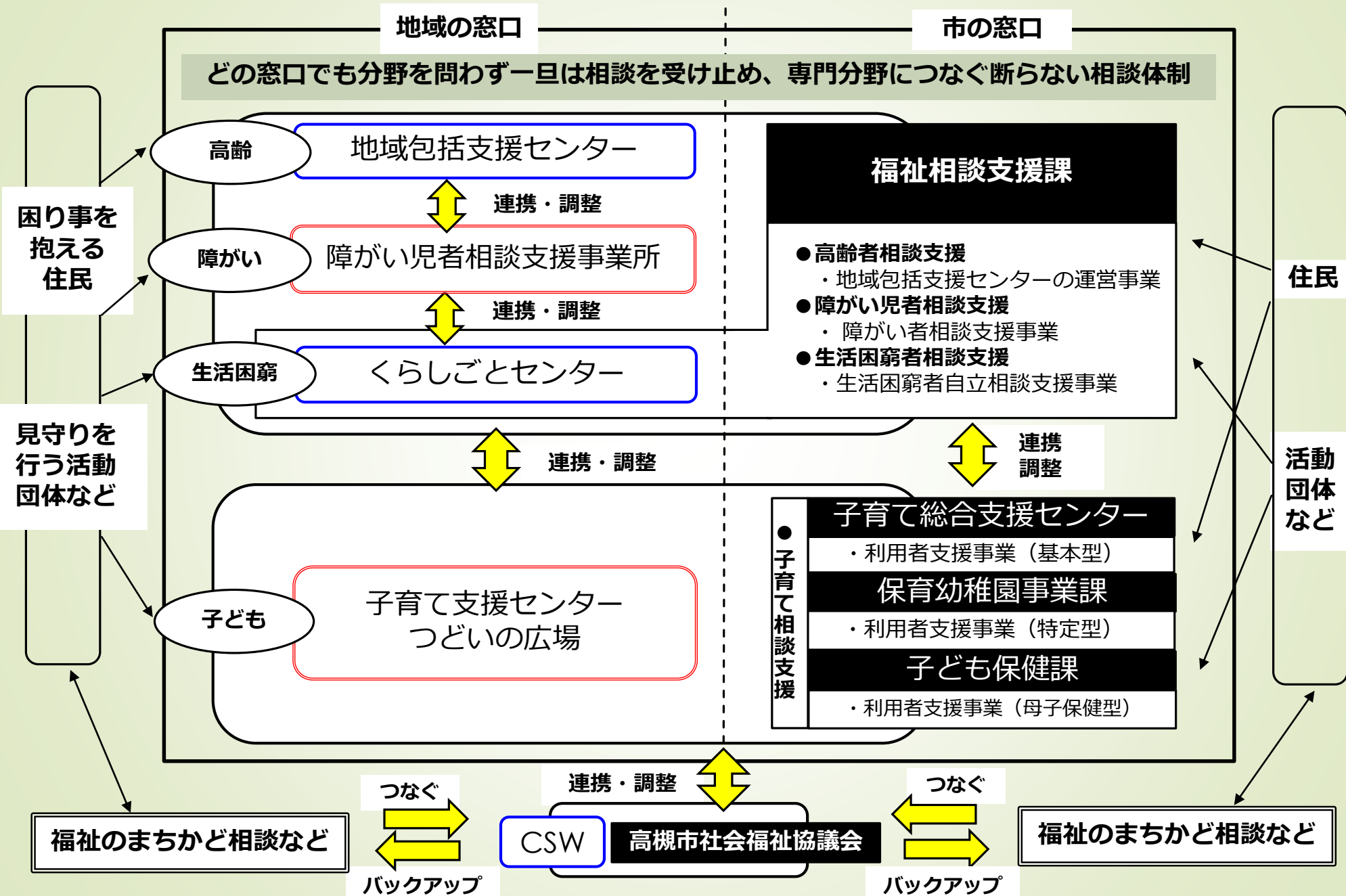
**中位概念（目標・方針）**

**包括的な支援体制の整備**

**具体的手法**

**重層的支援体制整備事業の実施**

### 3 主な取組事項 (①包括的相談支援事業の実施イメージ)



### 3 主な取組事項 (②包括的相談支援事業者間の連携強化・円滑化を図る手法)

高槻モデル  
(イメージ)

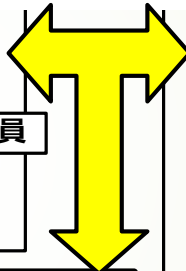
世帯全体の課題把握と断らない相談を目指すにあたり、「相談連携推進員」を各相談関係課に配置(※連携担当職員として「兼任」配置)し、関係課間および地域包括支援センターなどの各分野の相談支援機関間の円滑な連携を図る。

#### 高齢・障がい・生活困窮分野

##### 福祉相談支援課

- 所管する各分野の相談支援機関（地域包括支援センター、障がい児者相談支援事業所、暮らしごとセンター）間の連携支援（チーム支援）の調整
- 子ども分野との連携支援（チーム支援）の調整

連携・調整



#### 子ども分野



##### 子育て総合支援センター



##### 保育幼稚園事業課



##### 子ども保健課

- 子ども分野内の連携・調整
- 高齢・障がい・生活困窮分野との連携支援（チーム支援）の調整

#### 共管事項

- 包括的相談支援事業については、4分野（高齢・障がい・困窮・子ども）間の連携で原則完結するよう解決を試みる。
- 上記で解決が困難な場合、また他分野やインフォーマルを含む複合課題等について、多機関協働事業につなぐ調整を行うとともに、自らも同事業で実施する「重層的支援会議」等に参画する。

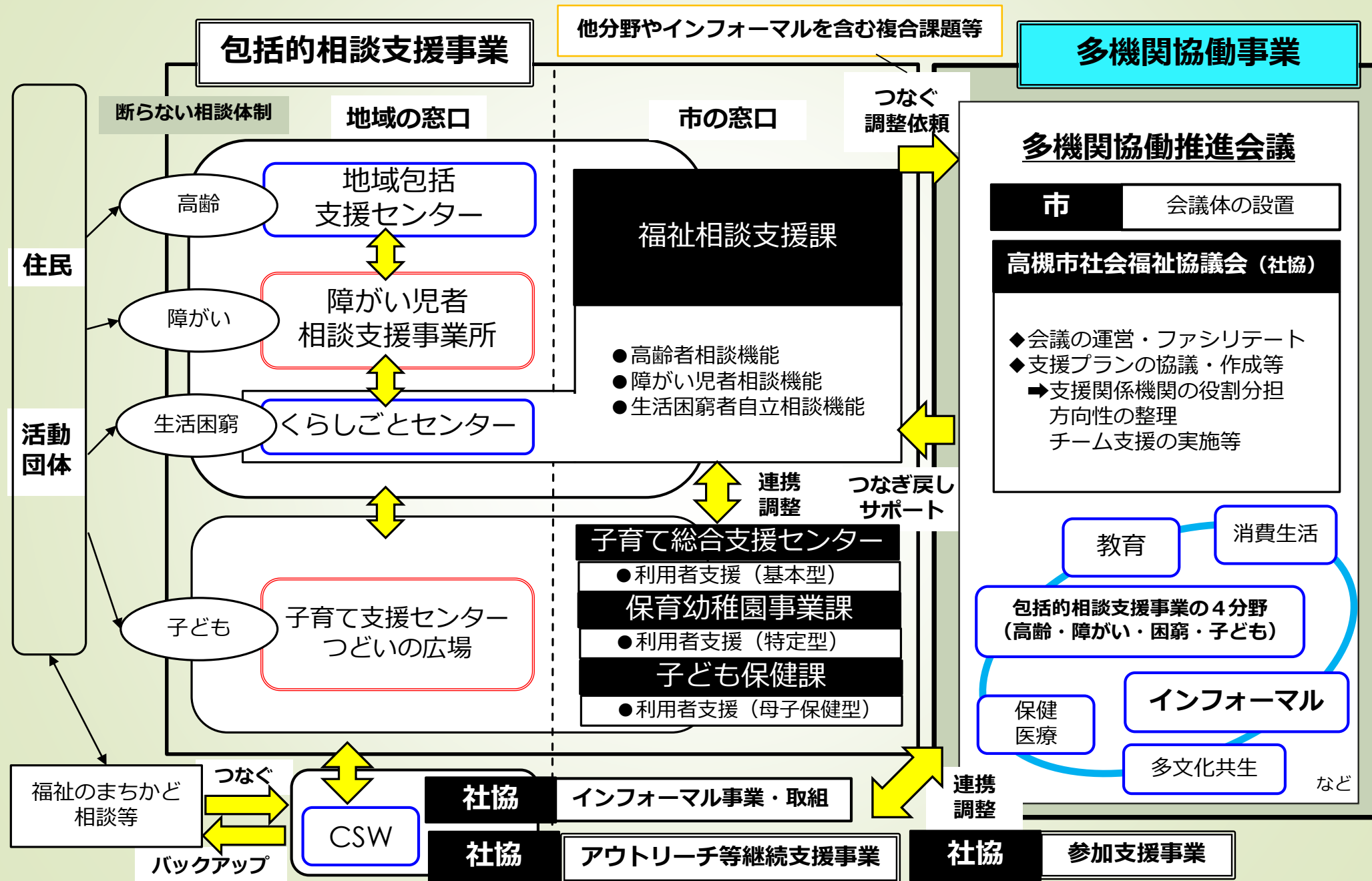
- つなぎ（調整依頼）・連携
- 「重層的支援会議」等への参画

#### 多機関協働事業（インフォーマルを含む複合課題や制度の狭間の課題等）

包括的相談支援事業

※なお、各分野の相談支援機関の連携を促進（連携先を明確化）するため、相談支援機関一覧を作成し窓口配架するほか、各分野の相談員に対する合同研修会や意見交換会など、顔の見える関係づくりを行う。

### 3 主な取組事項 (③多機関協働事業の実施イメージと包括的相談支援事業等との相関性)



### 3 主な取組事項 (④重層的支援会議の実施イメージ)

高機モデル  
(イメージ)

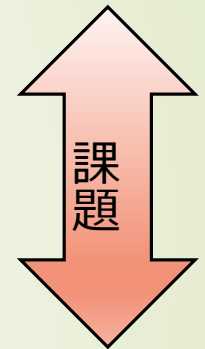
社福法第106条の6で新たに規定された「支援会議」と重層的支援体制整備事業で必置とされる「重層的支援会議」の両機能を包含する多機関協働推進会議を新たに設置する。

#### 多機関協働推進会議

- ◆ **支援会議 (社福法第106条の6) の機能 (本人の同意がないケース)**
  - ・ 気になる (支援の必要性が疑われる) 事案の情報提供・情報共有
  - ・ 見守りや支援方針の検討
  - ・ 緊急性のある事案への対応
- **重層的支援会議の機能 (本人の同意があるケース)**
  - ・ 支援プランの作成・適切性の協議・共有
    - ➔ チーム支援の実施
  - ・ プラン終結時等の判断・評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握・創出に向けた検討

※アウトリーチ事業、  
参加支援事業の活用  
等も検討。

潜在的



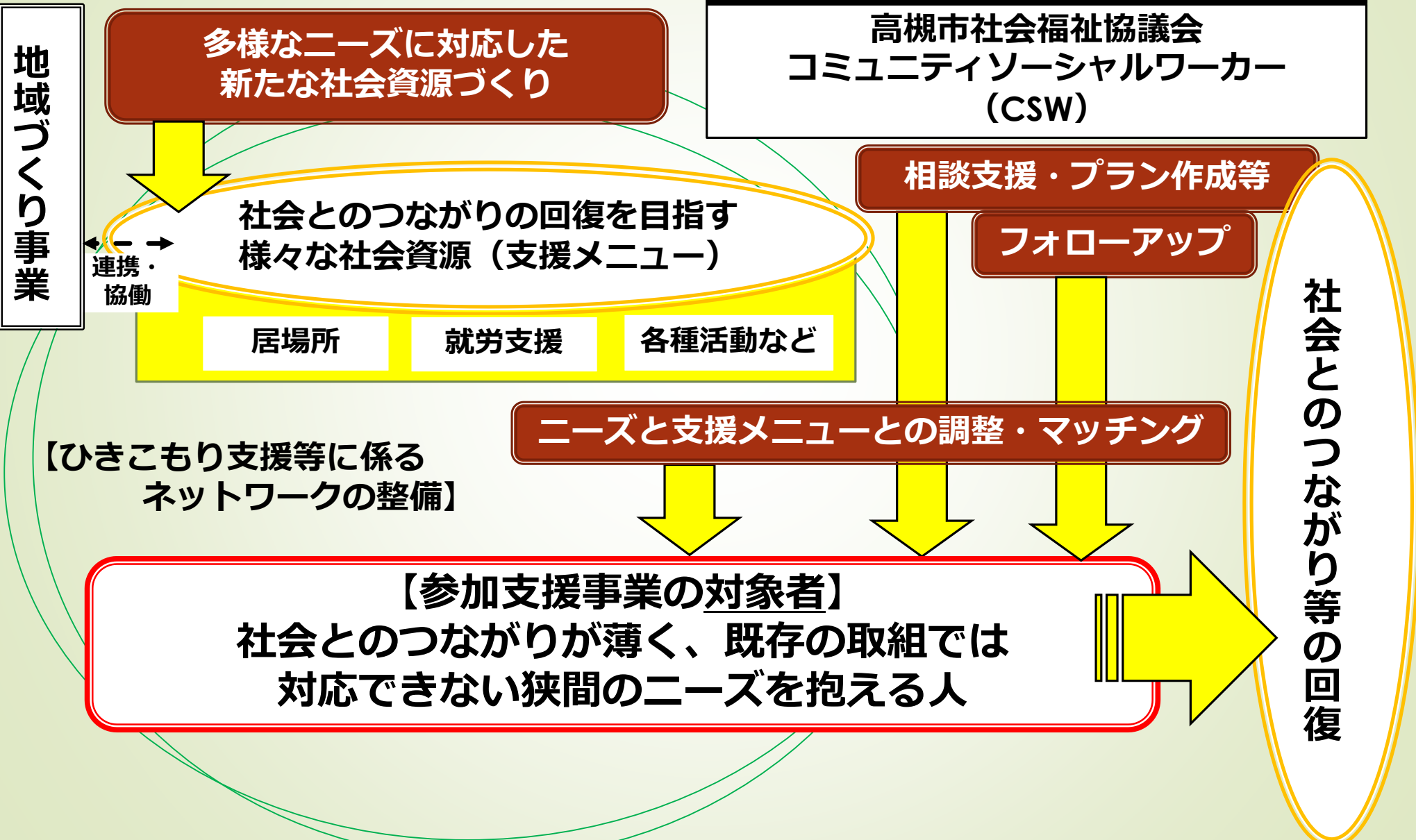
表面的

➔ **本人の同意が取れない段階では「支援会議 (※守秘義務を法定)」で情報共有や見守り (支援) 体制を検討し、同意が取れば「重層的支援会議」でプランを協議する。**

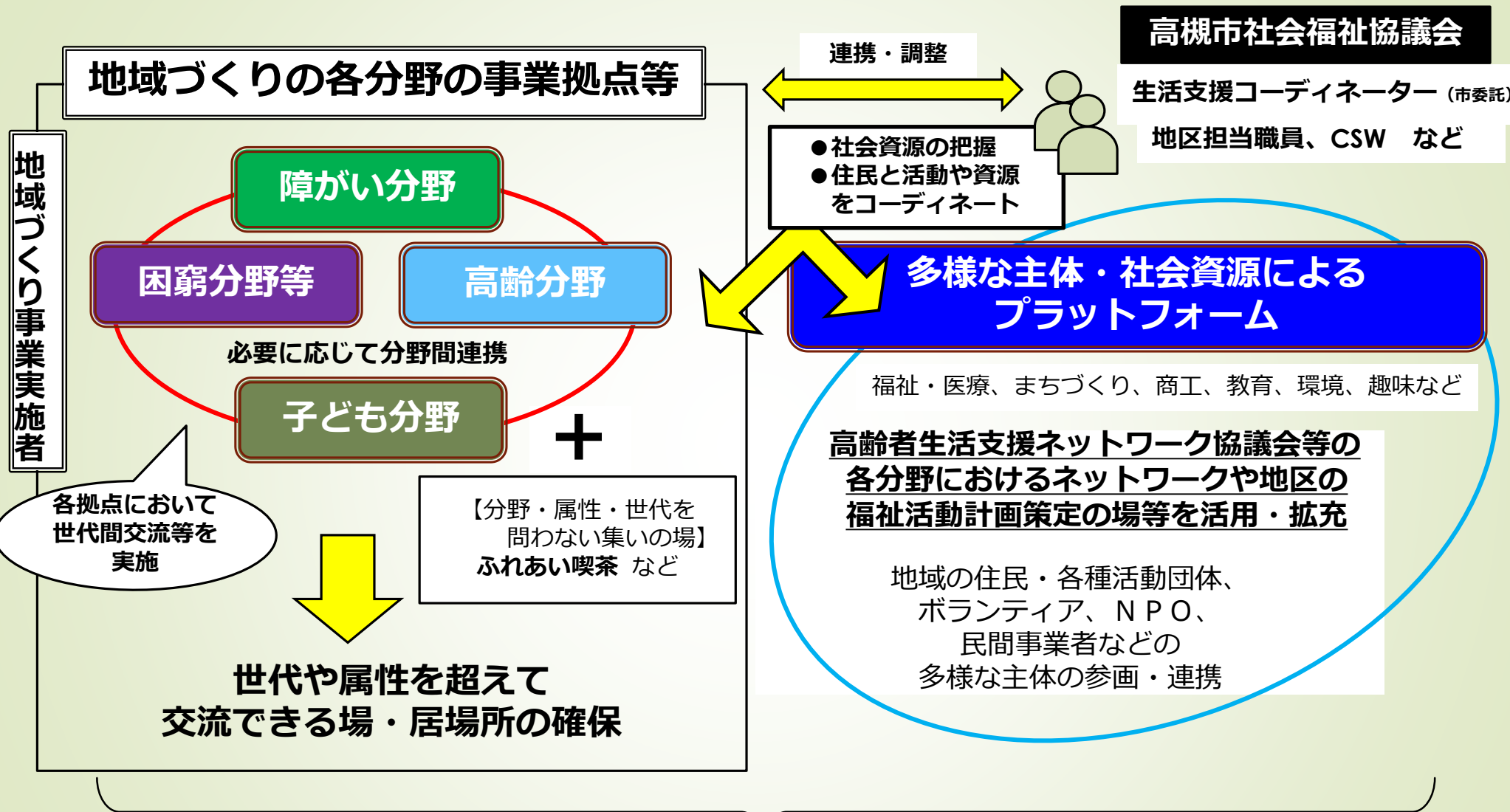
[構成メンバー] 社協 (多機関協働コーディネーター)  
市 (各相談支援関係課に配置する相談連携推進員)  
包括的相談支援事業実施者におけるケース担当職員  
その他支援に必要な分野の専門支援機関等  
民生委員児童委員など地域の関係者

※コーディネーターが案件に応じて、上記のメンバーの出席等を調整する。

### 3 主な取組事項 (⑤参加支援事業の実施イメージ)



### 3 主な取組事項(⑥地域づくり事業の実施イメージ)



#### 居場所・交流・参加・学びの機会の創出

➔ 社会参加による孤立の防止、様々な担い手間の出会いと新たな活動等の創出、地域活動の活性化、支え合い等の促進